

中部中小企業共栄会協同組合

有料職業紹介事業許可番号/21-コ-300157

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3か月以内に本人に都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 入社後30日以内に雇用契約が終了した場合 | 報酬×80% |
| (2) 入社後60日以内に雇用契約が終了した場合 | 報酬×50% |
| (3) 入社後90日以内に雇用契約が終了した場合 | 報酬×20% |

※入社後90日以内とは、入社日を含む暦上の日数で数えるものとする